

栗野小学校いじめ防止基本方針

1 全体図

《学校教育目標》
なりたい自分に挑戦できる栗野っ子

＜いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条から）＞
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

《いじめ問題への学校の目標》
全ての児童が心身の調和のとれたより良い発達を目指し、いじめ防止のための自主的・実践的な態度を育てるとともに有意義で充実した学校生活を送れるようにする。

生徒指導提要

【家庭・地域との連携】
○PTA
○生活指導部
○校区公民館
○児童民生委員
○スポ少有成会
○学校運営協議会

【いじめ防止対策委員会】
【目的】 いじめ問題への組織的な取組を推進するために、いじめ問題に特化した会を設置する。
年3回開催（6・11・2月）
【内容】 (1) 年間を通した取組等について検討する。
(2) 年間の活動の検証と、次年度の計画を作成する。個人カルテの作成，連絡会の充実
【構成】
校長，教頭，生徒指導主任，養護教諭，
道徳推進教師，人権教育担当者，教育相談係
主任児童委員，町教委（教育相談員），

【関係機関等との連携】
○教育委員会
○伊佐湧水警察署
○児童民生委員
○総合教育センター
○児童相談所
○北薩病院
○SC・SSW
○長寿福祉課
○健康増進課
○スクールカウンセラー

《学校としての取組》

【いじめの未然防止】

- (1) 問題を抱えた児童への積極的な働きかけ
「いじめ問題を考える週間」等での道徳等の授業の実施
- (2) いじめに関する研修，職員連絡会や事例研修会での児童の情報の共有
- (3) いじめを許さない・見過ごさない雰囲気づくり
- (4) 児童一人ひとりの自己有用感を高め，自尊感情を育む教育活動の推進
- (5) 「学校楽しいと」の実施
- (6) 児童会活動への積極的な関わり（全校縦割り活動等）
- (7) 教育相談の実施
- (8) PTAや家庭教育学級での学習会

【いじめの早期発見】

- (1) アンケート（無記名・記名）の実施
- (2) 「学校楽しいと」の活用
- (3) 個別面談（定期・不定期）の実施
- (4) 生活指導職員連絡会での情報交換
- (5) 日々の観察や連絡帳・日記指導等を通しての気付き
- (6) メール・ブログ・学校裏サイト等のチェック [ネットポリスとの連携]

【いじめに対する対応】

- (1) 把握した情報に基づく対応方針の策定や役割分担
- (2) 関係機関（教育相談員・スクールカウンセラー等）と連携を図った支援
- (3) 被害児童の心のケアと保護者への対応
- (4) 加害児童への指導と保護者への対応
- (5) いじめ対策緊急保護者会の開催

※ 重大事案発生時は関係機関等を交えた拡大対策委員会を実施